

社会福祉法人健生会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この法人の理事業務に専任で当たる理事（理事長含む）及び施設長を兼務し施設長給与を支給されている理事のことを常勤理事という。
- (2) 役員等のうち、常勤理事以外の者を非常勤役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ここでいう報酬とは、月額報酬、賞与、退職特別慰労金、理事会等会議の出席及びその他業務を行った際の報酬をいう。

- (1) 常勤理事について、月額報酬、日額報酬、賞与及び退職特別慰労金を支給することができる。報酬額は別表1の1に定めるものとする。但し報酬額は財源等を考慮してその時点の適正な額（規定する報酬額を超えない額）を支給する場合がある。
- (2) 非常勤役員等について、理事会等会議の出席及びその他業務を行った際の報酬及び退職特別慰労金を支給することができる。報酬額は別表1の2に定めるものとする。但し報酬額は財源等を考慮してその時点の適正な額（規定する報酬額を超えない額）を支給する場合がある。

2 別表1の1及び1の2に規定する役員の退職特別慰労金は、任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給する。死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 役員で当法人に永きにわたり多大な功績が認められる場合は、理事会の決議に基づき退職特別慰労金を上限額まで支給できるものとする。

(役員等の報酬の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

- (1) 役員等が業務のため出張したときは、役員等費用弁償規程に基づき旅費を支給する。
- (2) 常勤理事（理事長含む）は、当法人職員の旅費規程に基づき旅費を支給する。
- (3) 常勤理事（理事長含む）及び非常勤役員の退職特別慰労金の起算時期は平成29年度（平成29年4月1日から）とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬の支給時期は、別表2に定める時期とする。

2 退職特別慰労金については、任期を満了又は辞任、死亡により退任した後2か月以内に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに月額報酬対象の常勤理事(理事長含む)が就任した時には、その日以降から報酬を支給する。

2 月額報酬対象の理事が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の月額報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、月額報酬対象の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 1 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

2 令和2年3月26日改訂。令和2年4月1日より施行する。

別表1の1

(常勤理事の報酬)

1	報 酬	理 事 長	月額 100,000円
		常務理事	月額 50,000円
		常勤理事	日額 10,000円 理事会等会議出席時のみ支給
2	賞 与	理 事 長	7月 報酬月額 × 1
		常務理事	12月 報酬月額 × 2
3	退職特別慰労金	理 事 長	月額報酬 × 在任年度
		常務理事	

別表1の2

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	業 務	報 酬 額
1	評議員会への出席	日額 10,000円
2	上記の他、法人及び施設業務のため出勤	日額 5,000円

(2) 理 事 及 び 監 事

	業 務	報 酬 額
1	理事会等会議出席	日額 10,000円
2	上記の他、法人及び施設業務のため出勤	日額 5,000円
3	退職特別慰労金	10,000円 × 在任年度 (上限額 100,000円)

(3) 評議員選任・解任委員

	業 務	報 酬 額
1	評議員選任・解任委員会会議出席	日額 5,000円

別表2

- (1) 月額報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時にはそれ以前の金融機関の営業日とする。
- (2) 賞与の支給日は、7月10日及び12月10日とする。ただし、その日が休日に当たる時にはそれ以前の金融機関の営業日とする。
- (3) 日額報酬については、その業務の当該日とする。諸般の事情で支給出来ない場合は、後日速やかに支給することとする。